

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施団体公募要領

令和元年6月11日

厚生労働省医政局

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施団体公募要領

1 背景

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、「医師の働き方改革に関する検討会」において、平成31年3月までに結論を得るべく医師の労働時間短縮・勤務環境改善策等について議論された。同検討会の「中間的な論点整理」（平成30年2月27日）において、医師の実施している業務の中には他職種へのタスク・シフティング（業務の移管）が可能な業務も一定程度あるという意見があり、医師事務作業補助者等事務職へのタスク・シフティング、看護職員へのタスク・シフティング、薬剤師による病棟での服薬指導等の推進などが必要であるとされている。

また、「中間的な論点整理」の中ではほかにも複数主治医制への移行等業務の共同化、ICTを活用した勤務環境改善策が挙げられており、厚生労働省においてもそれらの取り組みの促進を図ることを目指すこととしている。

これらのことを背景に、勤務環境改善に関して先進的な取組を実施している医療機関の取組を好事例として収集し紹介することにより、他の医療機関が自主的に同様の取組を行うことを支援し、勤務環境改善の取組を促進するため、2の事業を実施することとした。

今般、2の事業を実施する団体を選定するために、以下の要領で実施団体（以下の交付スキームの※の団体）の公募を行う。

交付スキーム

厚生労働省

（申請）↑ ↓（補助） 補助額：定額

※ 民間団体等（補助事業者）

（申請）↑ ↓（補助） 補助率：定率（1/2）

間接補助事業を実施する医療機関、医療関係団体

2 事業内容

「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施要綱」第1に定める内容。

3 補助事業者に関する諸条件

補助事業者へ応募する者は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- ① 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ② 2の事業を行う能力・組織体制を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、必須ではないが国内において同種事業に対する実績のある団体が望ましい

4 補助事業者の選定にあたっての評価

(1) 評価の方法

補助事業者の採択については、医政局医療経営支援課において、上記「3 補助事業者に関する諸条件」に該当することを確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果に基づき、補助事業者を1者選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。なお、提出された企画書等の資料は返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施される。

① 形式評価

補助事業者へ応募する団体について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外される。

② 書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ ヒアリング

必要に応じて、申請者（代理も可能とする。）に対して、ヒアリングを実施する。なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なす。

④ 最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定す

る。

(ア) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金の管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか。
- ⑤ 事業開始後は安定的かつ効果的に運用できるか（経験・能力・体制等）。
- ⑥ 国内において同種事業の施行実績があるか。

(イ) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに補助事業者に応募した団体に対して通知する予定である。

なお、補助金については、補助事業者選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定される。

(3) 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、補助事業者に交付する補助金は17,270千円を基準額（上限額）とし、補助を受ける医療機関及び医療関係団体に交付する補助金は318,149千円を基準額（上限額）とする。（詳細は別紙のとおり）

(4) 応募方法等

(ア) 企画書の作成及び提出

「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出のこと。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込み、様式は任意だが、記入漏れ等無いようにすること。

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 令和元年度における実施スケジュールと実施内容（具体的なもの）
 - ・選定に関する検討委員会の委員案を含む
- ③ 事業に係る費用積算（別紙様式1）…類似様式でも可
- ④ 現在実施している、または過去していた類似事業の概要説明

(イ) 応募方法

- ① 提出期間
令和元年6月11日（火）から令和元年7月5日（金）17時（必着）
- ② 提出先
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局医療経営支援課医療勤務環境改善推進室 あて
※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業」と朱書きにより、明記。
- ③ 提出書類
以下の書類を8部提出のこと。（(d)、(e)は原本一部、他コピーでも可）
(a) 「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業企画書」
(b) 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
(c) 団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）
(d) 自己申告書（別紙様式2）
(e) 誓約書（別紙様式3）
(f) その他必要な資料
- ④ 本件に関する問合せ先
厚生労働省医政局医療経営支援課医療勤務環境改善推進室
Tel : 03-5253-1111（内線2671） 担当：星野、Fax : 03-3595-2261
- ⑤ その他
評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもある。

以上

別紙

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業

補助事業概要（予定）

1 補助対象経費

職員基本給、職員諸手当、社会保険料、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、会議費、借料及び損料、委託費

2 補助金額

事業に要する経費（上限は 17,270 千円）

間接補助事業概要（予定）

※ 間接補助事業者（補助を受ける医療機関、医療関係団体）は後日公募となるので留意すること。

1 補助対象経費、補助金額

(1) 医療機関における勤務環境改善の取組の実施

①勤務環境改善導入事業

○補助対象経費

非常勤職員手当、研修受講料、備品費、借料及び損料、委託費（効果的实施に係る専門的有識者への相談や効果の測定に関するもの）

○補助金額

事業に要する経費（上限額は勤務環境改善に資する取組あたり 2,500 千円）の 1 / 2

②医師事務作業補助者研修事業

(ア) 当該医療機関の職員を医療関係団体等が実施する医師事務作業補助者養成の集合研修に参加させた場合

○補助対象経費

研修受講料

○補助金額

事業に要する経費（上限額は 1 名あたり 30 千円）の 1 / 2

(イ) 当該医療機関が医師事務作業補助者研修を実施するために外部講師を招聘した場合

○補助対象経費

諸謝金、旅費

○補助金額

事業に要する経費（上限額は 1 か所あたり 152 千円）の 1 / 2

③医師事務作業補助者導入事業

○補助対象経費

職員基本給、職員諸手当、社会保険料

○補助金額

事業に要する経費（上限額は1か所あたり2,482千円）の1/2

④看護補助者導入事業

○補助対象経費

職員基本給、職員諸手当、社会保険料

○補助金額

事業に要する経費（上限額は1か所あたり1,688千円）の1/2

(2)医療関係団体における医療機関の勤務環境改善の普及促進を目的とした会議等の開催（勤務環境改善普及事業）

○補助対象経費

諸謝金、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料

○補助金額

事業に要する経費（上限額は1か所あたり300千円）の1/2

2 補助金額の選定

(1) 上限額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額を選定する。

(2) 補助対象経費の実支出額から(1)により選定された補助金額を控除した額は、間接補助事業者が負担する。